



金沢市協働推進計画2021

『あらゆる市民がつながるパートナーシップによるまちづくり』をめざして



金沢市
令和3年3月

はじめに

本市では、市民との協働による市政を推進するため、平成17(2005)年3月に『金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例』を制定しました。これに基づき、平成19(2007)年に『金沢市協働推進計画』を、平成28(2016)年には、『金沢市新協働推進計画2016』を策定し、これまで、協働のまちづくりチャレンジ事業の実施やコミュニティ・コーディネーターの育成のほか、平成30(2018)年9月に開設した『金沢市市民活動サポートセンター』を拠点として、市民との交流・連携による協働のまちづくりに取り組んできました。

この間、少子高齢化の進行や、人々の価値観、ライフスタイルの多様化に加え、昨年来の新型コロナウイルス感染症の流行など、社会をとりまく状況は大きく変化しており、地域課題のさらなる増加や複雑化が懸念されています。

このような中、現計画が令和2(2020)年度をもって期間満了となることから、協働に関する現状や課題を踏まえつつ、SDGsの推進やコロナ禍における新しい生活様式への対応など、時代のニーズに応じた市民協働によるまちづくりを推進するため、『金沢市協働推進計画2021』を策定することとしました。

今後、本計画に基づき、これまで以上に、金沢のまちづくりを担う様々な主体の皆様と協働・連携を図り、『あらゆる市民がつながるパートナーシップによるまちづくり』をめざして取り組んでいきますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました、協働をすすめる市民会議及び計画策定作業部会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップ等で貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様や関係各位に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

金沢市長 山野 之義

金沢市協働推進計画2021 目次

I 「金沢市協働推進計画2021」策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	
2 計画の期間	
3 計画の位置づけ	
II 第2次協働推進計画の取組	3
III 本市の市民協働の現状と課題	9
1 協働をとりまく社会情勢の変化	
2 アンケート等から見る本市における協働の現状	
3 今後の協働の推進に向けた担い手別の課題	
IV 計画のめざす姿と基本方針	25
1 計画のめざす姿	
2 基本方針	
3 施策の方向性	
V 計画の具体的施策	29
1 施策の体系	
2 施策ごとの取組	
3 目標の設定	
VI 計画の推進体制	37
資 料	38
1 協働をすすめる市民会議委員等及び検討経過	
2 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例	
3 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例施行規則	

I 「金沢市協働推進計画 2021」策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

本市は、歴史、風土の中で培われた公私協働の土壌を生かしながら、市民の自主性とまちの独自性を発揮し、発展してきました。今後も市民主体のまちとして、将来にわたりさらに発展するには、市民との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、平成17(2005)年に、本市における市民参加を推進するための基本となる事項を定めた「金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例」を制定し、これに基づき、平成19(2007)年に「金沢市協働推進計画」を、平成28(2016)年には、社会構造や市民意識の変化に対応するため、第2次の「金沢市新協働推進計画2016」を策定し、これまで多様な主体との交流・連携による協働のまちづくりに取り組んできました。

しかしながら、全国的な人口減少・超高齢化の進行や、人々の価値観・ライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルスの世界的な流行など、社会をとりまく状況が大きく変化しており、地域課題のさらなる増加や複雑化が懸念されています。一方で、近年、事業者の社会貢献活動、高等教育機関や学生の地域貢献活動の活発化により、事業者や学生といった新たな協働の担い手の活躍もクローズアップされはじめています。

そこで、本市ではこれらの状況を踏まえ、「金沢市新協働推進計画2016」の期間終了を迎えるにあたり、これまで以上に多様な主体のつながりの創出を図るほか、SDGs*1の推進やコロナ禍における新しい生活様式*2への対応といった、時代のニーズに応じた市民協働によるまちづくりをより一層推進するため、第3次の「金沢市協働推進計画2021」を策定することとしました。

*1 SDGs(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称)

2015年9月、国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(具体的目標)から構成されている。地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、発展途上国のみならず、先進国自身の普遍的な取組を推進している。

*2 新しい生活様式

長期間にわたって新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させていくこと

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、「金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例」に基づき、市民参加及び協働による市政を総合的に推進するための目標や方針、取組をとりまとめたものです。また、平成25(2013)年に策定した、本市の新たな都市像を実現するための実施計画「世界の交流拠点都市金沢重点戦略計画」の分野別計画として位置づけられます。

新たな都市像『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』
(平成25(2013)年3月策定)

世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画

計画期間：平成25(2013)年度～令和4(2022)年度

絆づくり～協働を進める～ 市民協働の推進、学生の地域活動の促進、コミュニティ活動への支援

第2次「金沢市新協働推進計画2016」

(平成28(2016)年3月策定)

計画期間：平成28(2016)年度～令和2(2020)年度

市民活動サポートセンターの設置やポータルサイトでの発信など、市民活動に対するサポート体制を整備

I 市民等の育成や活動の支援

○市民活動サポートセンターの設置 など

II 市民等の交流や連携の促進

○コーディネーター育成事業の充実
○協働のまちづくりチャレンジ事業の充実
○交流のつどいの充実 など

III 市民等に向けた情報の収集と提供

○交流館ウェブサイトの充実 など

第3次「金沢市協働推進計画2021」

計画期間：令和3(2021)年度～
令和7(2025)年度

地域コミュニティ活性化推進計画
(平成30(2018)年度～

令和4(2022)年度)

[金沢市地域コミュニティ活性化
推進条例(略称)]

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例

(平成17(2005)年3月制定)

Ⅱ 第2次協働推進計画の取組

「金沢市協働推進計画2021」の策定にあたり、前計画である第2次「金沢市新協働推進計画2016」の施策の方向性と具体的施策に掲げられている25の施策の取組状況を確認し、基本方針ごとの主な成果をまとめました。

基本方針1 市民等の育成や活動の支援

施策の方向性と 具体的施策		内 容	取組状況				
			H 28	H 29	H 30	R 1	R 2
人材の 発掘・ 育成・ 集積	①人材発掘養成講座の実施	金沢ボランティア大学校と連携し、NPO法人や市民活動団体の代表等を講師とした人材発掘養成講座を実施します。	実施				
	②シビックプライドの醸成	金沢への誇りと愛着の醸成を通して、まちづくりに取り組む市民等の発掘や育成に努めます。	実施				
	③個人ボランティア登録制度の実施	金沢ボランティア大学校と連携し、まちづくり活動への従事を希望する市民等を登録し、チラシやウェブサイト等による広報に取り組みます。	実施				
	④外部講師招聘費用の助成	市民等がまちづくり活動に関する講師を招聘する場合、一定の条件のもと、その費用の一部を助成することを検討します。	実施				
団体の 基盤や 活動の 強化・ 拡充	①交流連携事業費の助成	町会やNPO法人、学生等が連携して行う交流事業に対して、その費用の一部を助成することを検討します。	実施				
	②講座の実施や寄付制度の創設	団体の設立や活動に要する資金を調達する手法を学ぶ講座の実施や寄付制度の創設等について検討します。	検討		実施		
	③市民協働サポート保険の広報周知	ボランティア活動など公益活動中におけるケガの費用等を補償する保険制度があることを市民等にあらためて広報周知します。	検討		実施		
	④協働団体登録制度の充実	登録希望団体が容易に申請、かつ登録の効果を実感できる内容に改善するほか、制度の広報周知に取り組みます。	実施		見直し・実施		
活動 支援 拠点の 充実	①市民活動サポートセンターの設置	サポートセンターが担う機能(育成・コーディネート・情報提供)の具現化策を研究、検討する会を設置するなど、平成30年度の開設に向けて取り組みます。	研究 検討		実 施		
	②NPO法人に係る認証制度の事務の研究	NPO法人の設立認証等の事務について、市が事務処理することの「目的・効果・費用・影響」等について研究します。	研 究				

主な成果

- ・「協働をすすめる市民団体登録制度」の手続きの簡素化、「市民協働サポート保険」を紹介するパンフレットの作成など、既存の支援制度の見直しや周知方法の検討を行い、地域団体や市民活動団体の利便性向上を図りました。
- ・金沢市市民活動サポートセンター*3を開設し、地域団体や市民活動団体に対して活動拠点の提供や団体の組織運営等に関する相談窓口の設置、多様な団体同士のネットワークづくりなど、団体の活動の活性化につながる支援を行っています。

課題及び今後の方向性

金沢市市民活動サポートセンターの開設により、市民活動の支援体制は整いましたが、多くの市民が、それぞれの活動にマッチしたサポートを受けられるよう、市民のニーズを随時把握し、団体の基盤強化や活動の充実につながるサービスを提供していくことが重要です。



金沢市市民活動サポートセンター主催講座

*3 金沢市市民活動サポートセンター

町会その他の地域団体及び市民活動団体の活動への支援及び連携の促進により、市民活動団体等の活動の活性化及び地域コミュニティの充実を図るために、市が平成30年9月に金沢学生のまち市民交流館内に設置

基本方針 2 市民等の交流や連携の促進

施策の方向性と 具体的施策		内 容	取組状況				
			H 28	H 29	H 30	R 1	R 2
市民等の調整役の育成	①行政職員等研修の充実	市民活動に関する知識の習得を目的とした「本市職員部局専門研修」の充実を図るほか、新たに市民向け研修の実施について研究します。	実施				
	②コーディネーター育成事業の充実	地域の課題解決に向けて、市民や団体間の調整役として機能するコミュニティ・コーディネーターの育成充実を図ります。	実施				
中間支援体制の強化	①中間支援としての人材の育成	「中間支援の役割を果たす人材の育成」を目的とした研修等への支援について検討します。	検 討	試 行	実 施		
	②中間支援組織の交流と連携の支援	中間支援組織間の交流や連携を支援することで、今後の果たすべき役割等を明確にします。	検討	実施			
交流連携の仕組みの構築	①ネットワーク会議の開催	中間支援組織やコミュニティ・コーディネーター中心のネットワーク会議を開催し、地域課題の解決に向けた連携の強化を図ります。	実施				
	②石川県NPO活動支援センターとの連携	将来におけるNPO法人認証事務の移管も視野に、団体についての情報交換や交流連携に努めます。	検討	実施			
	③協働のまちづくりチャレンジ事業の充実	まちづくり活動の経験が浅い団体等が金沢市と協働で「提案事業」に取り組むことで、本市との交流連携のきっかけ、団体活動のステップアップ等になるように、事業の広報周知や内容の充実を図ります。	実施			見直し・実施	
	④協働のまちづくりパートナーシップ・コンペ事業の充実	一定の活動経験がある団体等が金沢市と協働で「本格的かつ具体的な地域課題の解決に向けた提案事業」に取り組むことで、地域との緊密な交流連携、団体の信頼度の向上、組織としての基盤強化等につながるように、事業の広報周知や内容の充実を図ります。	実施				
	⑤交流のつどいの充実	まちづくり活動に従事する各種団体が協働で企画運営する「交流のつどい」の場を通して、団体の広報周知、交流連携の促進、新規参加者の募集等を図ります。	実施				

主な成果

- ・ 地域における課題解決や協働を促進するため、「協働のまちづくりファシリテーター講座」を実施し、立場の異なる人たちや組織の間のつなぎ役となる人材の育成を行っています。また、所定の基準を満たしたファシリテーター講座修了生を、「かなざわコミュニティ・コーディネーター」に認定しています。
- ・ 「協働のまちづくりチャレンジ事業*4」を実施し、地域団体・市民活動団体と金沢市との協働のまちづくりの推進に取り組みました。また、さらに幅広い団体との連携を図るため、設立から3年以内の団体を対象とした「スタート部門」、高校生を対象とした「高校生部門」を募集対象として追加しました。
- ・ 「協働と交流のつどい」を開催し、まちづくりを行う多くの団体が、ブースでの展示やパフォーマンスにより、来場者に日頃の活動を紹介し、交流を深めました。

課題及び今後の方向性

地域において様々な立場の人や組織をつなげる「かなざわコミュニティ・コーディネーター」の活躍の場をさらに広げることが課題となっています。

また、「協働のまちづくりチャレンジ事業」においては、実施事業を検証し、事業の効果を高めていくための仕組みをつくり、より質の高い協働をめざしていく必要があります。



協働のまちづくりファシリテーター講座



協働と交流のつどい

*4 協働のまちづくりチャレンジ事業

市民活動団体や町会等の地域団体、学生団体などから創意と工夫にあふれるまちづくり企画を提案してもらい、市民と金沢市が協働でまちづくりに取り組む事業

基本方針3 市民等に向けた情報の収集と提供

施策の方向性と 具体的施策	内 容	取組状況				
		H 28	H 29	H 30	R 1	R 2
協働に関する情報の収集	①コーディネーターや団体等に関する情報の収集	団体間の調整役であるコーディネーターや協働の担い手である各種団体の情報を集約し、個人ボランティア登録制度と併せて、ウェブサイト上での運用を検討します。		検討	実施	
	②通信ネットワークを利用した市民等による情報の収集	情報通信端末を活用する市民レポーターの認定により、市民等の活動に関する「生きた情報」の収集を検討します。		検討	実施	
多様な広報媒体の活用	①交流館ウェブサイトの充実	市民レポーター、交流館利用者等による活動報告や相互リンクの構築、視認性に配慮したレイアウト構成など、金沢学生のまち市民交流館ウェブサイトの充実に取り組みます。		検討	実施	
	②市民活動団体向けの表彰制度の創設	市民等がまちづくり活動についての理解を深める、積極的に活動に参画すること等を目的に、NPO法人や市民活動団体に向けた「表彰制度」の新設について研究します。		研究		
効果的な広報	①効果的ウェブサイト作成の支援	まちづくり活動に対する「市民の信頼度・興味度」を向上させるために、効果的なウェブサイト作成への支援を検討します。		検討	実施	
	②協働を証するバナー等の作成	本市と協働でまちづくり活動に取り組む団体に、それを証するバナーやロゴ等の使用を許可することで、市民等の信頼度向上を図ります。		実施		

主な成果

- ・「金沢市 町会等地域団体・市民活動団体・学生団体ポータルサイト」を開設し、地域団体、市民活動団体等の活動事例等の情報を発信しています。
- ・広報誌「いいねまちづくり」を発行し、市民、地域団体、市民活動団体等に対し、本市における「協働」に関する情報を届けています。

課題及び今後の方向性

ポータルサイト*5において、検索性の向上など、さらなる充実を図るとともに、多様な媒体・手法を用い、あらゆる市民が情報を得やすい環境づくりを進めていく必要があります。

*5 ポータルサイト

インターネットを利用する際の入り口、または拠点として必ず利用するウェブサイト。検索機能や利用頻度の高い機能やコンテンツが一個所に集まっている。



金沢市 町会等地域団体・市民活動団体・学生団体ポータルサイト
 (URL <https://kanazawa-community-portal.jp>)



広報誌「いいねまちづくり」

Ⅲ

本市の市民協働の現状と課題

1 協働をとりまく社会情勢の変化

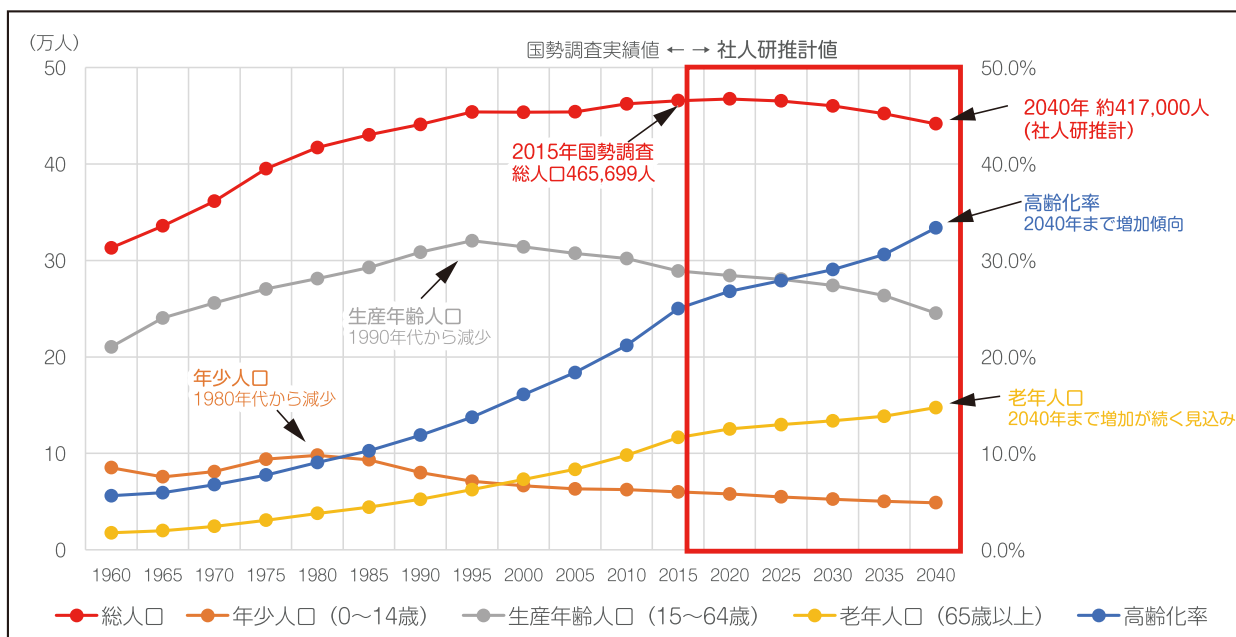
(1) 人口減少、超高齢化にともなう地域課題の増加

我が国の人口は、平成20(2008)年に減少に転じており、その減少は今後加速度的に進むとされています。これまで、増加基調にあった本市の人口も、平成30(2018)年以降は、減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、令和7(2025)年には、本市の75歳以上の人口は、約1万4千人増加すると見込まれており、超高齢化の進行により、医療・介護などの社会保障関係費の増大が予測される一方、就労環境やライフスタイルの変化、在留外国人の増加などにもなう市民ニーズの多様化・複雑化により、地域課題の解決がますます難しくなっています。

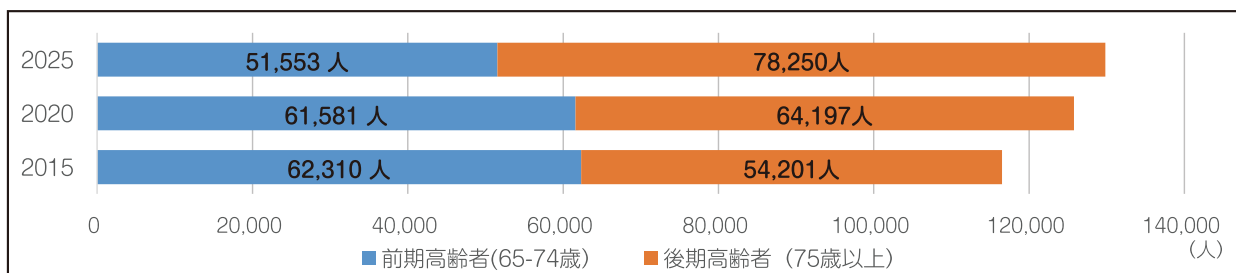
また、現在、町会などの地域活動の主力として活躍する65～74歳人口は、約1万人減少すると見込まれており、定年退職年齢の延長などの影響も加わり、行政とともに地域課題の解決に取り組む担い手の不足が危惧される状況です。

図1 金沢市の総人口・年齢3区分別人口・高齢化率の推移



出典：金沢市人口ビジョン（改訂版）（2020）

図2 金沢市の前期高齢者(65～74歳)及び後期高齢者(75歳以上)人口の見通し



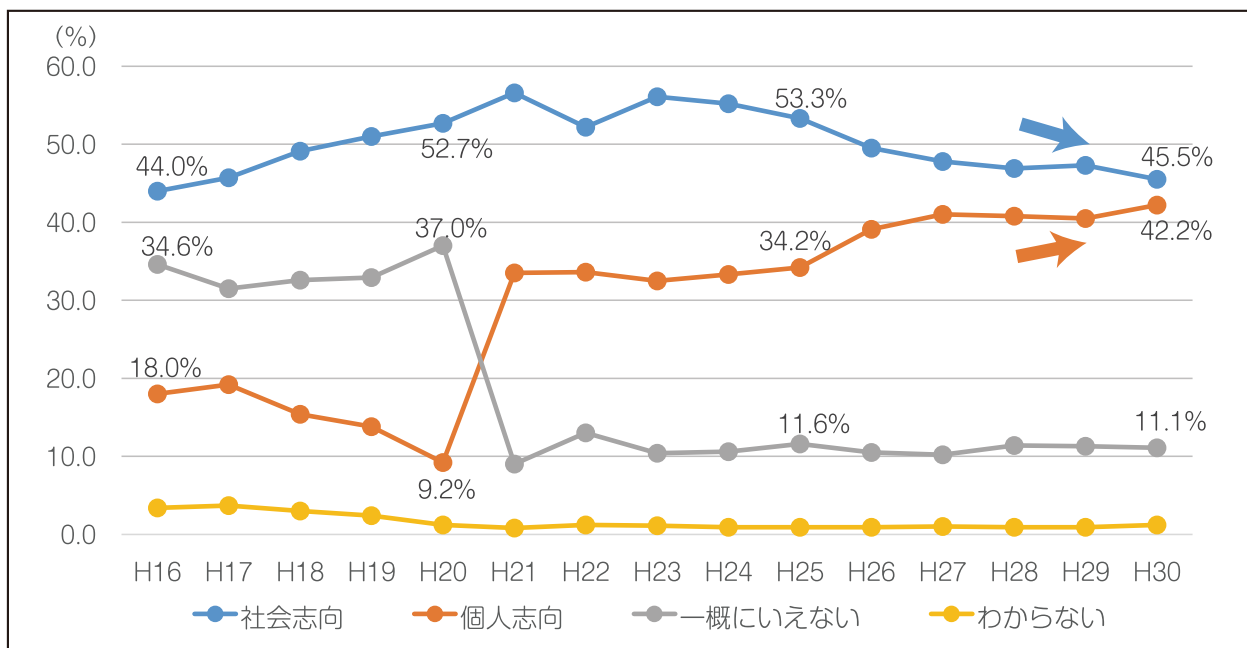
金沢市人口ビジョン（改訂版）（2020）P14掲載図表を加工して作成

(2) 価値観やライフスタイルの多様化

内閣府が実施している「社会意識に関する世論調査」において、「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ(社会志向)」と、「個人生活の充実をもっと重視すべきだ(個人志向)」という意見のどちらの意見に近いかという設問に対する回答比率が拮抗しつつあり、価値観が変化していることがうかがえます。

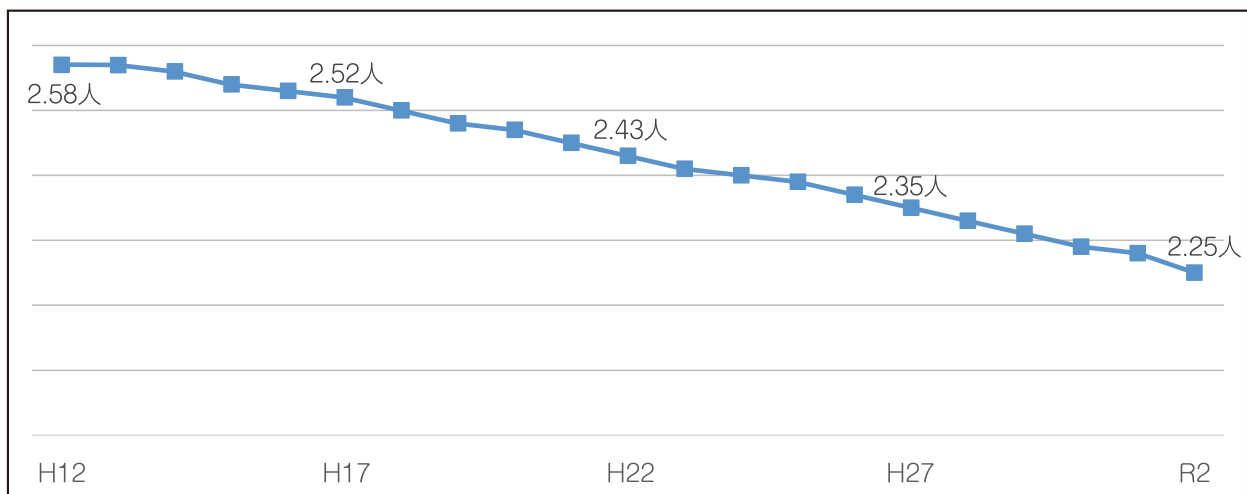
また、本市における一世帯あたりの人口(推計人口)は、年々減少しており、核家族や単身世帯の増加なども、ライフスタイルの多様化に影響を与えていることが考えられます。

図3 社会志向と個人志向の変化



「社会意識に関する世論調査」(内閣府) (<https://survey.gov-online.go.jp/r01/r01-shakai/zh/z03-2.html>)を加工して作成

図4 金沢市における一世帯当たり人口の推移



金沢市推計人口・世帯数 (<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11018/toukeidatasyu/jinnkousetaisu.html#suikei>)を加工して作成

(3) コロナ禍における新たな生活様式への対応

新型コロナウイルスの世界的な流行は、人々の行動様式や生活習慣に大きな影響を及ぼしています。地域活動や市民活動においても、感染拡大の防止のため、ICT*⁶などを活用したオンラインによる交流機会の提供など、対面や濃厚接触を避ける新しい生活様式への対応も求められています。

(4) 新たな協働の担い手の登場

① 事業者

国内では1990年代から、大企業を中心にCSR*⁷活動がみられるようになりました。環境問題への対応を中心としたCSR活動が広がるなか、2010年代には、東日本大震災の復興支援、国連でのSDGs採択などの影響によりCSR活動が多様なものとなりました。

本市においても、令和2(2020)年3月に、市、公益社団法人金沢青年会議所及び国連大学サステイナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニットなど多様な主体が連携し、金沢SDGsの達成に向けた行動計画「金沢ミライシナリオ」を策定しました。また、令和2(2020)年7月には、国から「SDGs未来都市」に選定され、本市の事業者に対しても、地域課題の解決に向けたパートナーとしての大きな期待が寄せられています。

② 高等教育機関、学生

高等教育機関においては、平成14(2002)年度に文部科学省が国立大学を対象とした地域貢献推進特別支援事業を開始したことにより、大学の社会貢献活動への関心が急速に高まりました。大学コンソーシアム石川が行った高等教育機関及び学生による地域貢献活動実態調査によると、平成27(2015)年度169件であった石川県内の地域貢献活動件数が、令和元(2019)年度には228件となっており、高等教育機関が有する専門的知識や学生の新しい視点を地域課題の解決に生かす取組が増加しています。

*6 ICT(Information and Communications Technologyの略称)
情報通信技術

*7 CSR
企業の社会的責任

2 アンケート等から見る本市における協働の現状

本市と協働をすすめる市民会議*8では、本計画の策定に向け、協働に関する市民意識の現状を把握するため、市民活動団体に対するアンケート、市民の地域活動・市民活動に関する意識調査及び計画策定に向けた市民ワークショップを実施しました。

(1) 協働に関する市民活動団体アンケート調査(抜粋)

調査期間 令和元(2019)年12月19日～令和2(2020)年1月17日

調査対象 市内特定非営利活動法人(NPO法人)、学生のまち市民交流館利用団体、
市内ボランティア団体等 412団体

回答率 40.5%(167/412団体)

※調査結果は、金沢市公式ホームページに掲載

(<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/22050/kyoudou/kyoudousuisinkeikaku/index.html>)

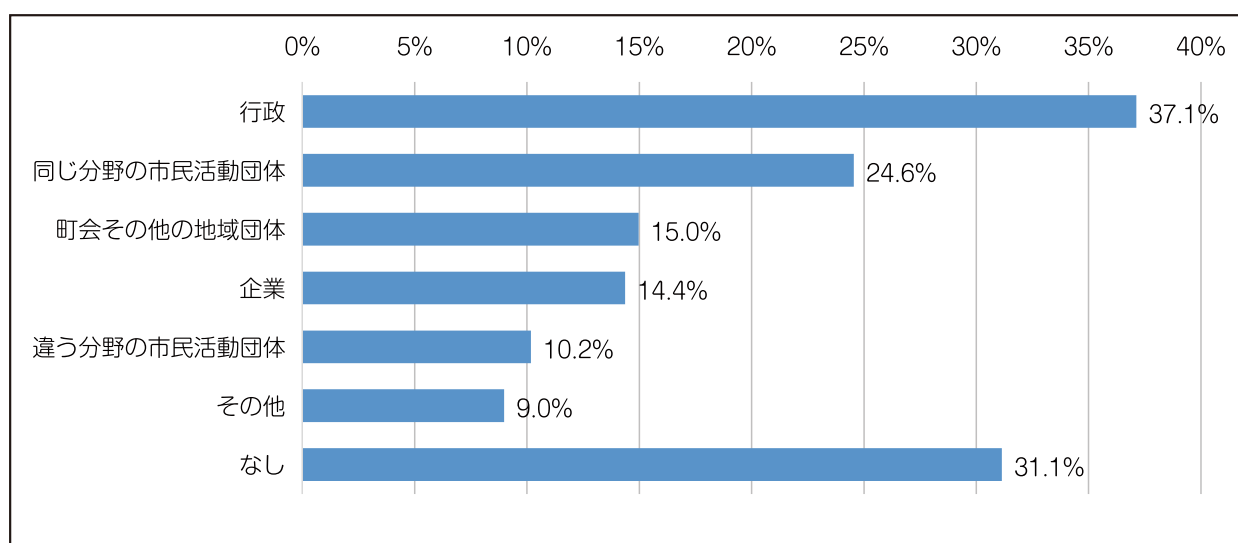
金沢市内を活動拠点としている市民活動団体の活動状況、課題、支援に対するニーズについて調査を行ったところ、以下のような結果となりました。

① 活動状況

多くの市民活動団体が協働による活動を経験

協働している(またはしたことがある)相手先を尋ねたところ、協働した相手先がないと回答した団体は3割程度であり、多くの市民活動団体が、行政や同じ分野の市民活動団体などと連携した活動を行っていることがわかりました。

図5 問16. 協働している(またはしたことがある)相手先を教えてください。(複数回答可)



*8 協働をすすめる市民会議

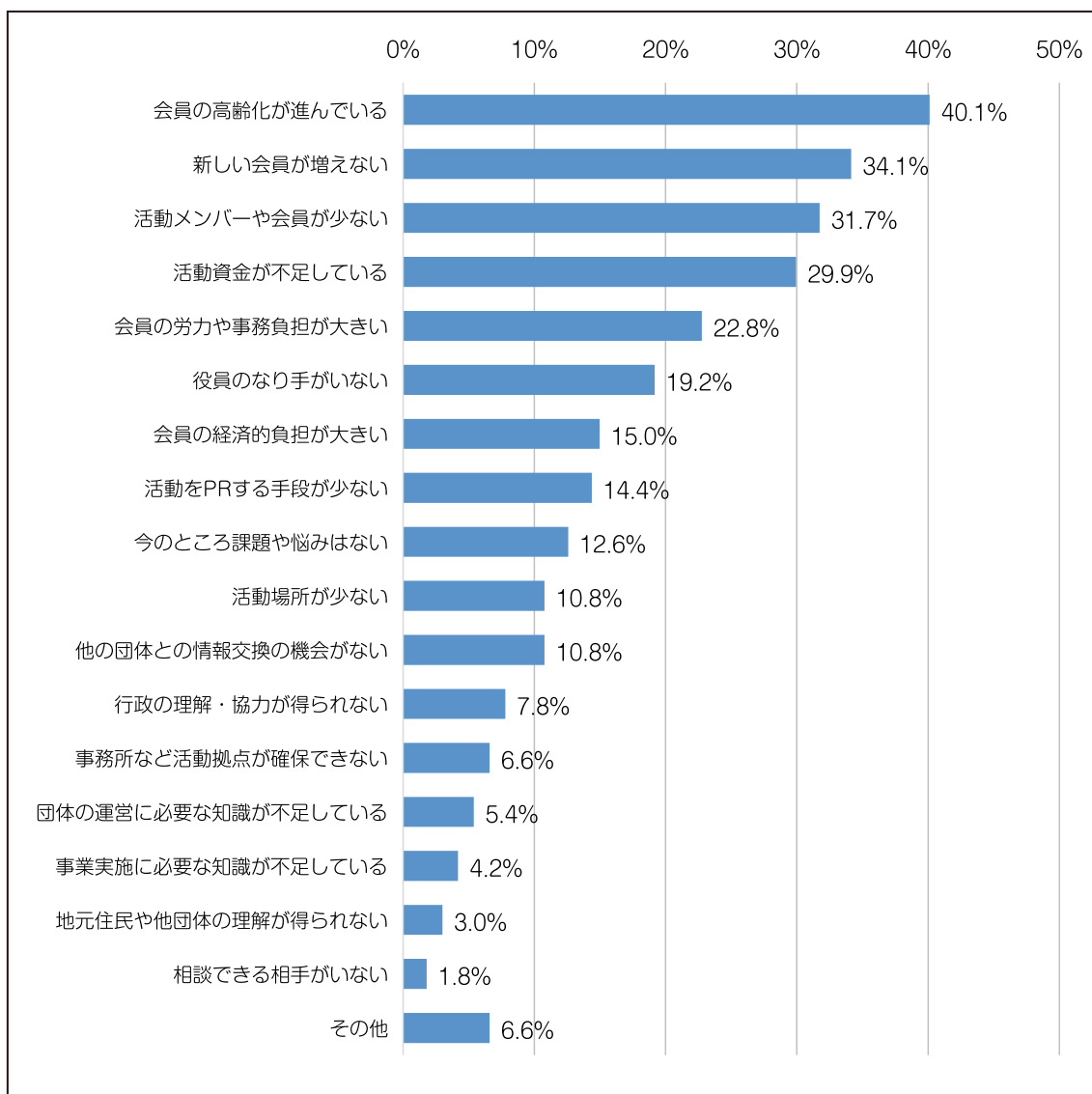
金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例第18条に位置づけられた、自主的かつ自発的な市民参加及び協働による市政を推進するための組織

② 課 題

会員の固定化、活動資金の確保を課題としている市民活動団体が多い

活動の中で感じている問題点や課題について尋ねたところ、「会員の高齢化が進んでいる」、「新しい会員が増えない」、「活動メンバーや会員が少ない」、といった会員の固定化に関する課題が上位を占めたほか、「活動資金が不足している」と活動資金に関する課題を挙げた団体も多くありました。

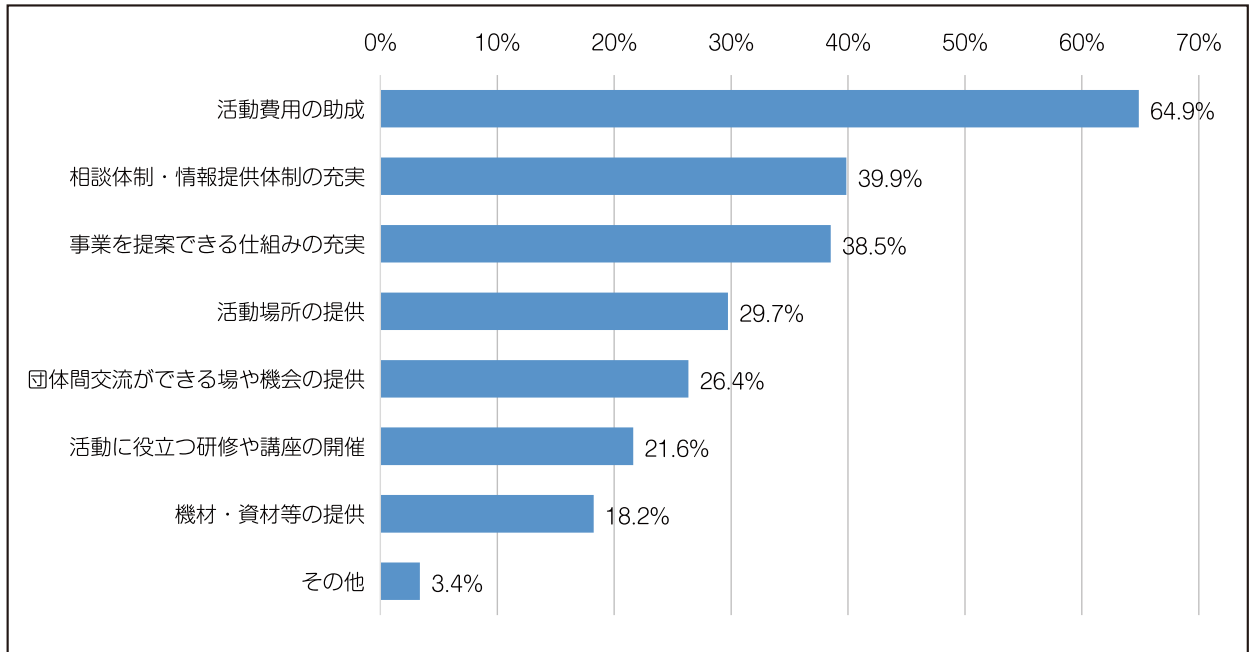
図6 問13. 活動の中で感じている問題点や課題はなんですか。(複数回答可)



活動費用の助成のほか、相談体制・情報提供など様々な支援を求める声が多い

行政との協働を進めるために求めることを尋ねたところ、「活動費用の助成」のほか、「相談体制・情報提供体制の充実」や「事業を提案できる仕組みの充実」、「活動場所の提供」などの回答があり、様々な形で行政からの支援を希望していることがわかりました。

図7 問25. 協働を進める上で、行政に求めることはなんですか。(複数回答可)



コーディネーターへの相談の様子

(2) 市民の地域活動・市民活動に関する意識調査(抜粋)

調査期間 令和2(2020)年8月17日～令和2(2020)年9月17日
 調査対象 満18歳以上79歳以下の金沢市民 1,500人(無作為抽出)
 有効回答率 49.9%(749/1,500人)

※調査結果は、金沢市公式ホームページに掲載

(<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/22050/kyoudou/kyoudousuisinkeikaku/index.html>)

過去2回の計画策定に際して、金沢大学地域創造学類地域社会学研究室(眞鍋知子教授)に市民意識調査及び分析を委託しており、今回の策定にあたっても同様の調査を実施しました。なお、過去2回と同じ質問を設けることで、経年比較を行ったほか、新型コロナウイルスの影響下における「新しい生活様式」を見据えた地域活動・市民活動のあり方を検討するための質問項目を新たに追加しました。

① 経年比較を主とした分析

近所づきあいの実態は希薄化の傾向

近所づきあいの程度を尋ねたところ、「まったくつきあっていない」又は「あまりつきあっていない」とする回答が増加しており、今回の調査では、その合計が約半数を占めました。そのほか、町会加入についても、加入していない人の割合が微増傾向にあります。

図8 問1. あなたは日頃、隣近所の人々とのおつきあいをどの程度なさっていますか。

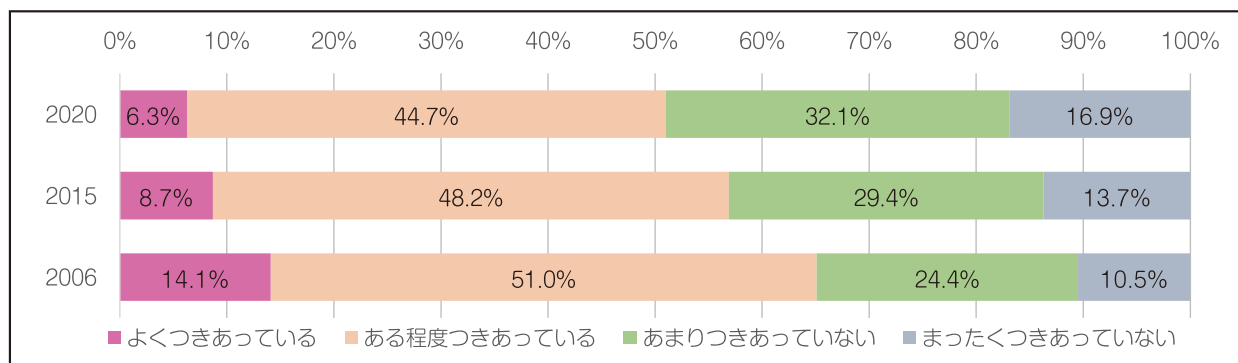
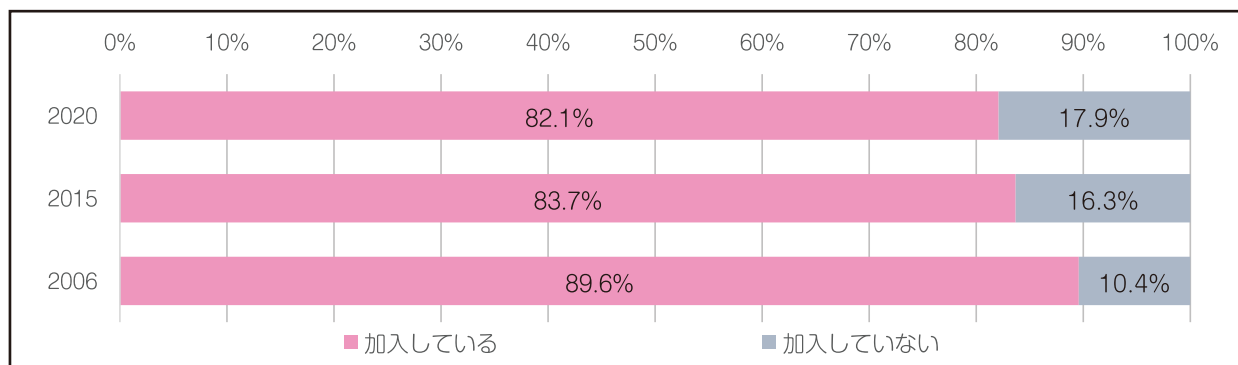


図9 問9(3). あなたのご家庭は小学校下(校区)の町会に加入していますか。

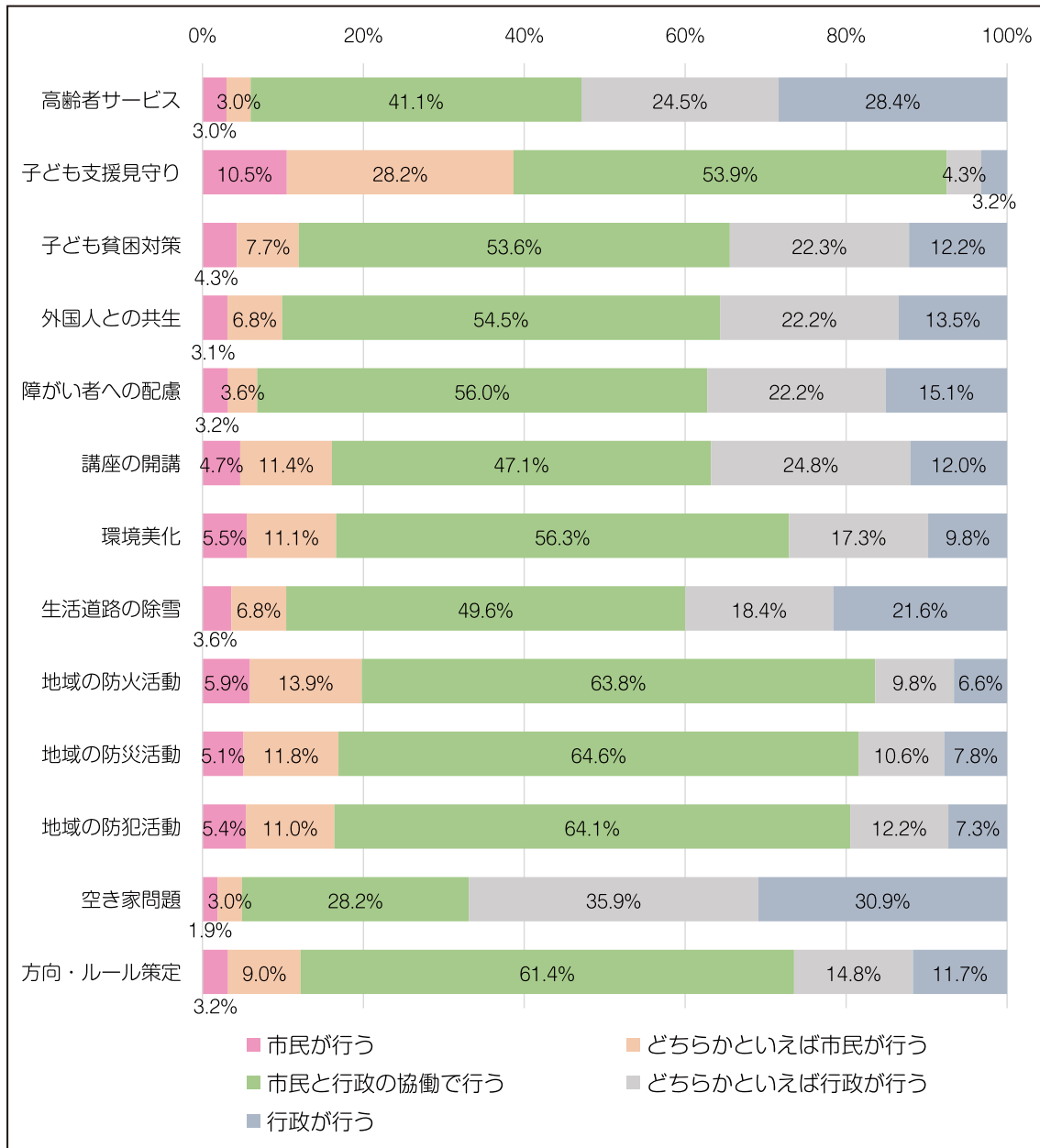


② 市民と行政との協働

協働し地域課題の解決に取り組む必要性を多くの人々が認識

地域活動や地域課題における市民と行政の役割分担について尋ねたところ、「市民と行政の協働で行う」と回答する割合が高く、多くの人々が、地域課題の解決に協働して取り組む必要性を認識していると推察されました。

図10 問19. あなたは、以下にあげるような事柄は市民と行政どちらが責任をもって行うことが望ましいと考えますか。(複数回答可)



市民と行政との協働を進めるためには情報提供・共有が必要

市民が地域活動・市民活動へ参加し、協働を進めるため行政が行うべき取組についての設問に対しては、迅速な情報共有やオープンデータ化といった情報提供・共有に関する取組に加え、行政職員の資質向上が必要であるとの回答も多くみられました。

また、市の情報公開・情報共有の取組には、7割弱が「とても満足している」又は「ある程度満足している」と回答しています。

図11 問21. あなたは、市民の地域活動・市民活動への参加と協働をすすめるために、行政によるつぎのような取組がどの程度必要だと思いますか。(複数回答可)

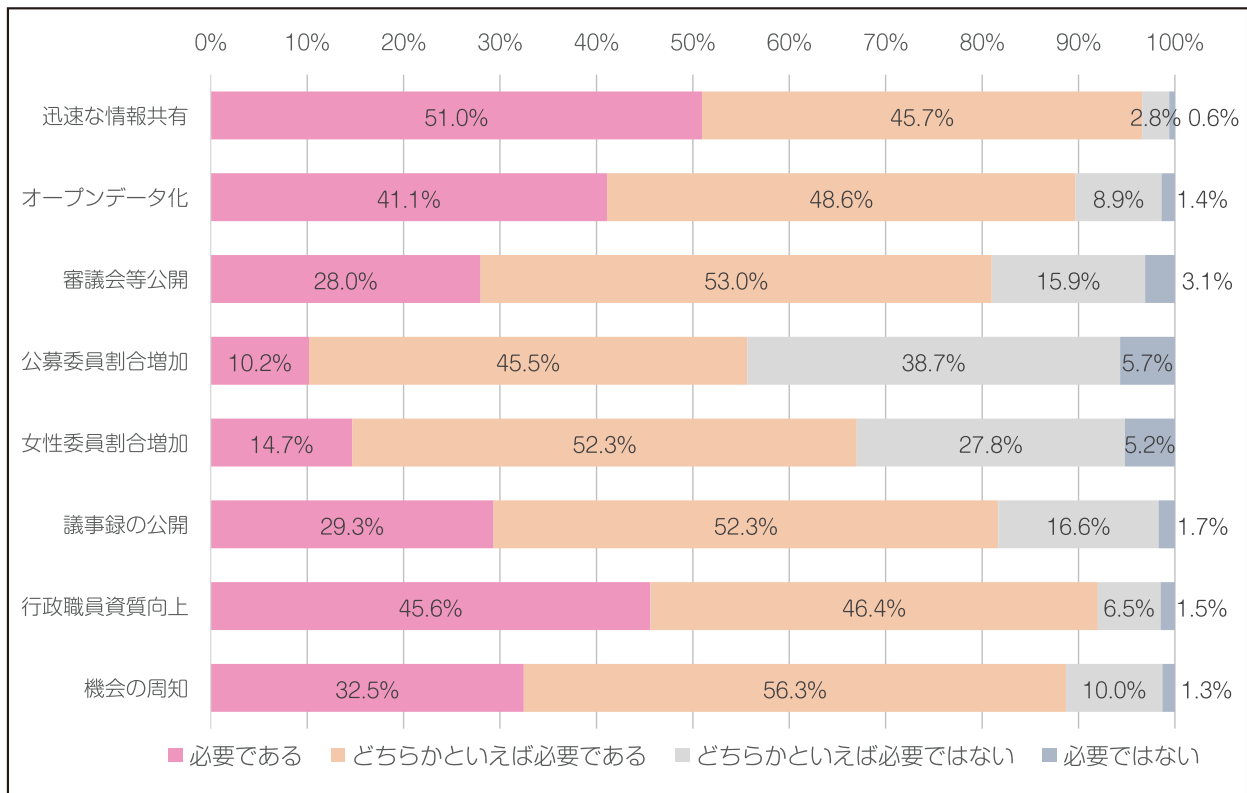
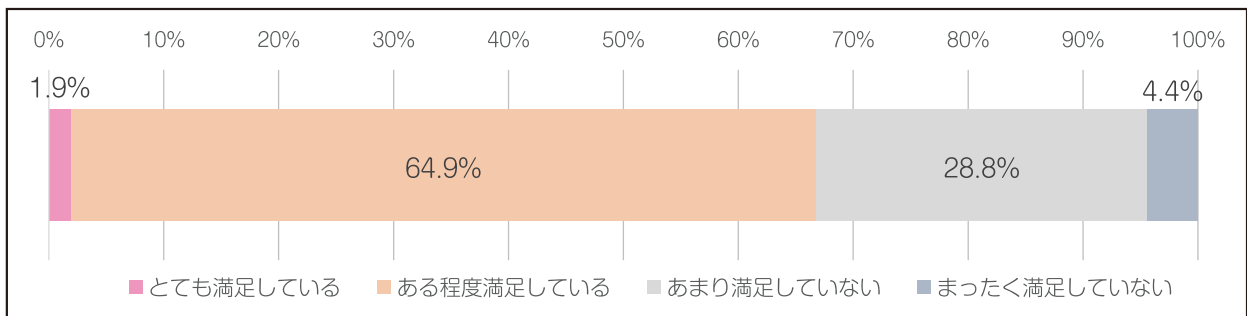


図12 問15. あなたは、現状の市の情報公開・情報共有の取組に満足していますか。



③ 市政や地域活動・市民活動への参加

自ら市政や市民活動等に参加する意欲は低めの傾向

市が実施するまちづくりミーティング*⁹への参加や、パブリックコメント(意見公募)やアンケート調査への回答など、市政への参加の経験があるかという設問に対し、「あてはまるものはない」と回答した人も多くみられました。

また、地域活動以外での市民活動に対しても、参加したことがない人が7割を占め、参加したことがない人のうち7割以上は、「あまり参加したくない」又は「まったく参加したくない」と回答しており、市民の市政参加や市民活動等への参加意欲は低めの傾向にあると推察されました。

図13 問16. あなたは、つぎの市政に関する項目の中で参加した経験をもつものがありますか(複数回答可)。

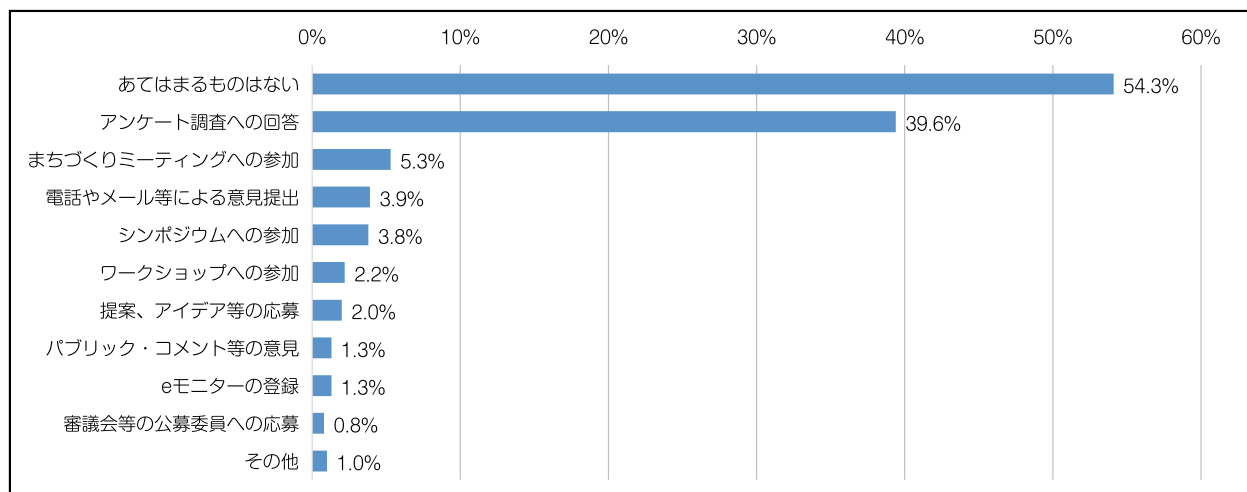


図14 問22(1). あなたは、お住いの地域以外のボランティア団体やNPO等の市民活動に参加していますか。過去に参加したことのある活動も含め選択してください(複数選択可)。

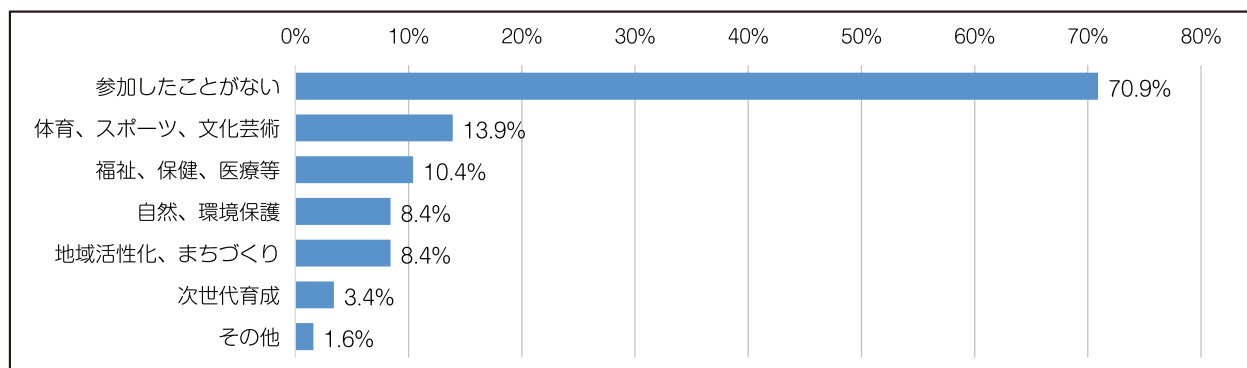
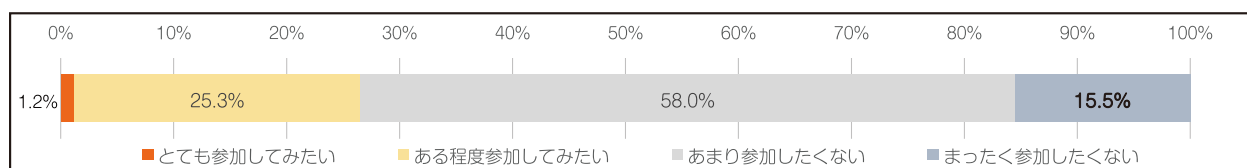


図15 問22(2). 問22(1)で「市民活動に参加したことがない」と回答した方にお聞きします。あなたは、今後、市民活動に参加してみたいと思いますか。



*9 まちづくりミーティング(ともに考えよう まちづくりミーティング)

地域の身近な課題やまちづくりの課題について、地域住民と市長をはじめとした職員とが話し合う場

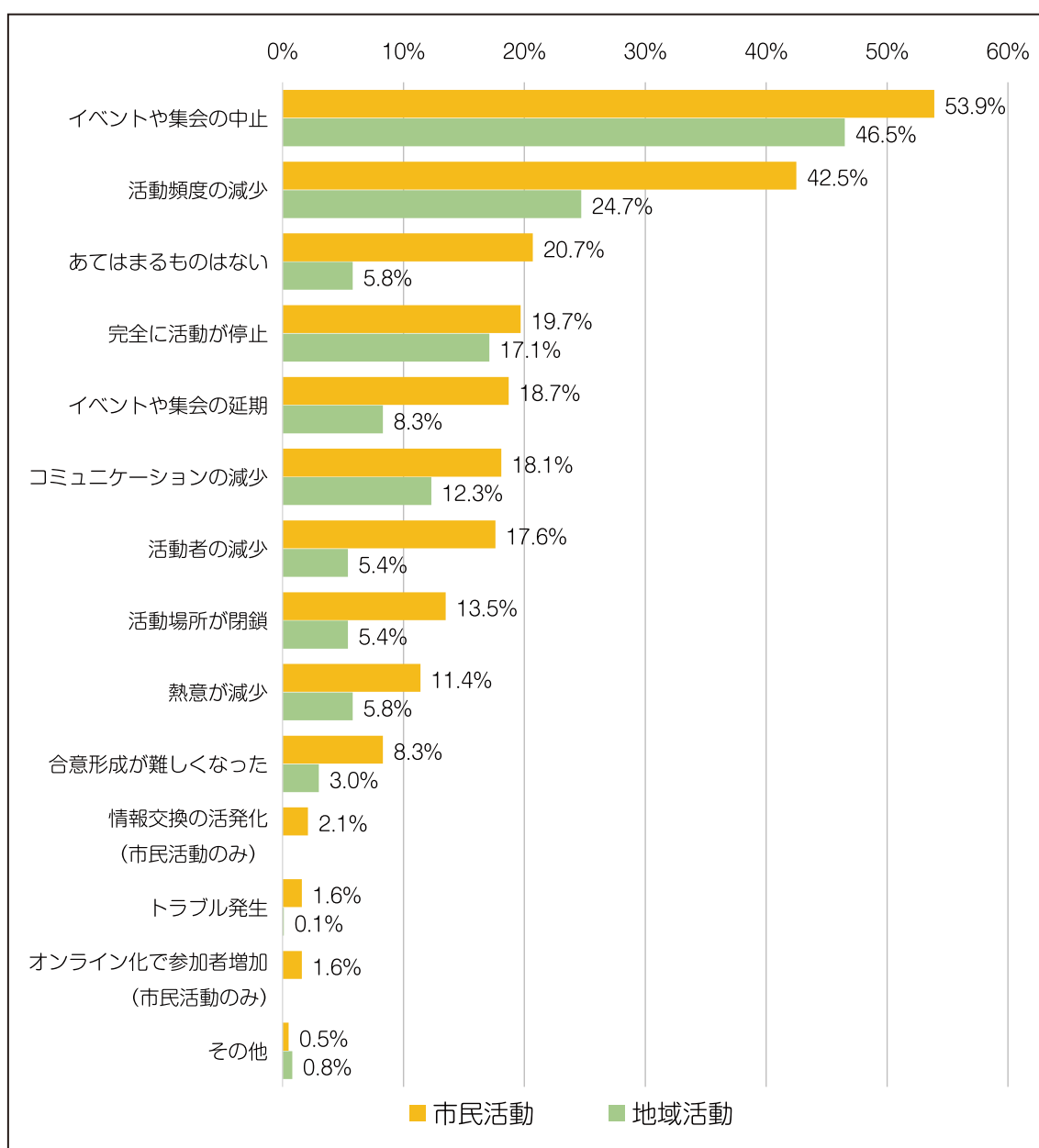
④ 新型コロナウイルスの影響下における「新しい生活様式」を見据えた地域活動・市民活動のあり方

地域活動に比べ市民活動がコロナ禍の影響大

地域活動と市民活動のそれぞれについて「新型コロナウイルスによって活動にどのような影響がありましたか」の質問回答を、市民活動と地域活動で比較したところ、活動の減少や中止などの項目を中心に、ほとんどの項目で市民活動の方が、コロナ禍の影響が大きいことがわかりました。

また、市民活動、地域活動ともに「イベントや集会の中止」が最も多くなりました。

図16 問22(3). 新型コロナウイルスによって活動にどのような影響がありましたか(複数回答可)。



(3) 計画策定に向けた市民ワークショップ

※実施結果は、金沢市公式ホームページに掲載

(<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/22050/kyoudou/kyoudousuisinkeikaku/index.html>)

令和2(2020)年9月から10月にかけて計4回開催(第4回目以外はオンライン開催)し、各回テーマを設け、公募により集まった市民に、本市における今後の市民参加や協働に関する具体的な取組について意見や提案をいただきました。

第1回 令和2(2020)年9月24日(木) 参加人数 21名

「企業や学生、地域、行政がパートナーシップでまちづくりを進めるには？」

まちづくりの新たな担い手である企業や学生の力をどのように地域課題の解決に生かしていくかについて話し合いました。

得意分野を持つ企業と学生、学生と地域住民が出会い、対話する場があればパートナーシップが進むのではないかとの意見や、特定の人だけでなく、より多くの人まちづくりに参加するため、様々な媒体を活用しパートナーシップについて情報提供すべきではないかという意見がありました。

第2回 令和2(2020)年10月1日(木) 参加人数 16名

「コミュニティ・コーディネーターの活躍の場を充実させるには？」

本市が育成に取り組むコミュニティ・コーディネーターの活躍の場「まちづくりサロン」は、地域住民が集まり、対話を通じて地域の課題を明らかにすることを目的とし、開催しています。

「まちづくりサロン」への参加のハードルを下げるための提案やつなぎ役として必要な取組などについて意見が出され、あらゆる人が「まちづくりサロン」などの対話の場へ参加できるよう、参加へのハードルを下げるための支援が必要との意見がありました。

第3回 令和2(2020)年10月8日(木) 参加人数 10名

「市民一人ひとりの意見を政策に生かすには？」

多くの市民の意見を市の政策に生かすためには、どのような課題があるのかについて話し合いました。

公募委員やパブリックコメントなどの情報がわかりにくい、時間に制約がある人には会議への参加が難しい、意見を出しても結果が共有されないことがあるため次につながらないなどの課題が挙げられ、ICTを活用した新しい形の市民参加や目的に応じ媒体を使い分けた情報発信などが必要との意見がありました。

第4回 令和2年10月17日(土) 参加人数 30名

金沢市の「市民協働の将来像」って？

第1回から第3回までのワークショップで共通し、キーワードとなっていた「協働を進める対話の場」を具体的なテーマとして、対話の場を創出するための事業や、金沢の特性を生かしながら幅広い世代が交流できる場を作るための様々なアイデアを出し合いました。

各回、異なるテーマを設定してワークショップを実施したなかで、以下の共通意見がありました。

情報発信の強化・工夫

- ・ 市民参加やまちづくり活動などへの参加を増やすには、経験者・参加者からの魅力発信が有効ではないか
- ・ SNSや電子回覧板をもっと活用すべきではないか
- ・ 文字情報ではなく、動画なども活用してみてもどうか

対話の場(交流の場)の創出

- ・ 多世代の住民が交流できる場があればよいのではないか
- ・ 対話型の市民参加が必要ではないか

時代の変化への対応

- ・ オンラインだからこそ、つながりが生まれる可能性があるのではないか
- ・ 新しい市民参加のスタイルを作ればどうか(審議会等へのオンライン参加)
- ・ 参加の場に加わることが難しい人への対応が必要ではないか(例：オンラインイベントに参加したいが、パソコン操作などが分からない人のところへ出向いてサポートを行う、通訳(手話・外国語)や託児サービスの提供など)

パイプ役(コーディネーター*10)の育成

- ・ 団体同士の連携にもコーディネーターが必要ではないか

得意分野を持つ人・組織が交流できる場の充実

- ・ 人や組織が持つ得意分野を伸ばし、さらに、それぞれが他と交流し、つながる仕組みが必要ではないか



市民ワークショップ

*10 コーディネーター

いろいろな要素を調整し、一つにまとめあげる役割を担う人

3 今後の協働の推進に向けた担い手別の課題

アンケート調査や社会情勢などを踏まえ、地域課題の解決や地域活性化に向けた本市の協働の現状を明らかにすることにより、今後の協働の推進に向けた担い手別の課題を整理しました。

① 市民

「市民の地域活動・市民活動に関する意識調査(2020年)」からは、多くの市民が、地域課題の解決に協働で取り組むことの必要性を認識しつつも、自らが市政や市民活動に参加することに消極的であることがうかがえました。

人々の価値観やライフスタイルのこれまで以上の多様化、また、国際化により本市に居住する外国人が増加するなか、あらゆる人が住みやすい地域としていくために、様々な属性の市民がつながりあい、地域課題や地域活性化のためにできることを共有し、その解決に向け、新しい生活様式への対応も踏まえ、市政や市民活動に参加できるような仕組みづくりが求められています。

課題 ・市政や市民活動等への参加促進
・地域課題の共有

② 地域団体(地域活動を行うことを主たる目的に、当該地域の住民で組織される団体)

町会をはじめとする地域団体は、地域の防災・防犯、福祉などに欠かせない存在ですが、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化により、活動の担い手や参加者が減少していくことが危惧されています。

また、「市民の地域活動・市民活動に関する意識調査(2020年)」の結果を見ると、6割以上の人が町会以外の地域活動に参加しておらず、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、新たな活動の担い手や、様々な担い手と連携した新しい地域活動を生み出していくことが期待されています。

課題 ・新たな担い手の育成
・担い手間のさらなる連携

③ 市民活動団体(ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体)

本市においても、様々な規模の市民活動団体が、専門分野におけるスキルや経験を生かした活動を行っています。しかし、「協働に関する市民活動団体アンケート調査(2020年)」からは、活動を継続させていくため、会員や資金の確保を課題としている団体が多くあることがわかりました。

コロナ禍においても、活動を継続していくためには、組織運営力の強化が欠かせません。

課題 ・新たな担い手の育成
・組織運営力の向上

④ 事業者

「金沢ミライシナリオ(金沢SDGs行動計画)」をパートナーシップで実践するためのプラットフォームである「IMAGINE KANAZAWA 2030」(令和2年7月発足)の登録企業が60を数えるなど、地域課題の解決や地域活性化に企業市民として主体的に関与していこうとする事業者が増加しています。

事業者の社会的信頼と実行力を生かした地域貢献活動をさらに推進していくため、担い手間の連携機会の創出に向けた仕組みづくりが重要となっています。

課題 ・担い手間のさらなる連携



協働のまちづくりチャレンジ事業公開プレゼンテーション

⑤ 高等教育機関・学生

本市では、市内及び近郊の8つの大学などと包括連携協定を締結し、高等教育機関が有する知的・人的資源を活用し、地域課題の解決に向けた事業や研究などを展開しています。

また、本市では、学生と市民、学生とまちとの関係を深め、まちのにぎわいと活力を創出するため、全国で初めて「金沢市における学生のまちの推進に関する条例」を制定し、学生と市民とがつながり、地域のなかで、ともに活動に取り組むことをめざしており、地元商店街と連携したイベントの開催や冬期における雪かきへの参加などの活動が行われています。

地域課題の解決や地域活性化に向けた取組に、高等教育機関・学生の力を生かし、地域を学びの実践の場とするために、情報共有の強化が必要です。

課題 ・地域課題の共有
・活動の場の確保

⑥ 市

人口減少、超高齢化の進行にともない多様化・複雑化する地域課題には、行政単独での解決が難しいものもあります。多様なニーズに対し、無駄なくきめ細かく対応するため、市民との協働に対する重要性を職員一人ひとりが認識することが必要です。

また、「市民の地域活動・市民活動に関する意識調査(2020年)」では、市民から迅速でわかりやすい情報提供・共有を求める声が多くありました。地域課題などの情報共有を心がけ、協働を推進していくこと、必要とされる支援を把握し、様々なサポートを実施していくことも市に求められる役割といえます。

さらに調査結果から、地域活動・市民活動に対するコロナ禍の影響が大きいことが明らかとなっており、新しい生活様式に応じた活動に対する支援も必要です。

課題 ・人口減少、超高齢化にともなう地域課題への対応
・施策等の情報発信の強化
・新しい生活様式に対する対応支援

IV 計画のめざす姿と基本方針

1 計画のめざす姿

多様な価値観や文化を持つ人や組織が、互いを尊重しあい、対話を通じて、コミュニティの課題を共有し、各自の「できること」、「得意なこと」を生かしたパートナーシップにより、楽しみながらまちづくりに取り組むことができるようなまちをめざしていきます。

あらゆる市民がつながるパートナーシップによるまちづくり

『パートナーシップ』について

今回の計画の策定に際し、市民や市民団体等から、「協働」という言葉について、意味が分かりにくい、親しみにくいといった意見が多く寄せられたことから、本計画では、「協働」を同じ意味合いで用いる「パートナーシップ」という表現に置き換えることとしました。

また、金沢SDGsの達成に向けた行動計画「金沢ミライシナリオ」においても、市民、地域、NPO、企業、行政など、多様な主体間の連携を「パートナーシップ」と表現しており、同じ表現を用いることで、あらゆる市民がつながる「パートナーシップ」が本市の持続的な発展のために欠かせないことを、両計画の取組のなかで発信し、より多くのつながりを生み出していくことをめざします。



Dance Well石川実行委員会の活動の様子
(協働のまちづくりチャレンジ事業採択団体)

2 基本方針

計画のめざす姿である「あらゆる市民がつながるパートナーシップによるまちづくり」を実現するために、以下の事項を基本方針とします。

基本方針Ⅰ 多様なつながりを生み出そう

－課題共有に向けた発信・対話の強化－

より多くの市民が、市政やまちづくりの目標・課題を共有し、その活動に参加できる環境をつくり、新たな担い手が生まれるきっかけとするため、発信や対話を通じたつながりづくりを進めます。

基本方針Ⅱ つながった仲間と動き出そう

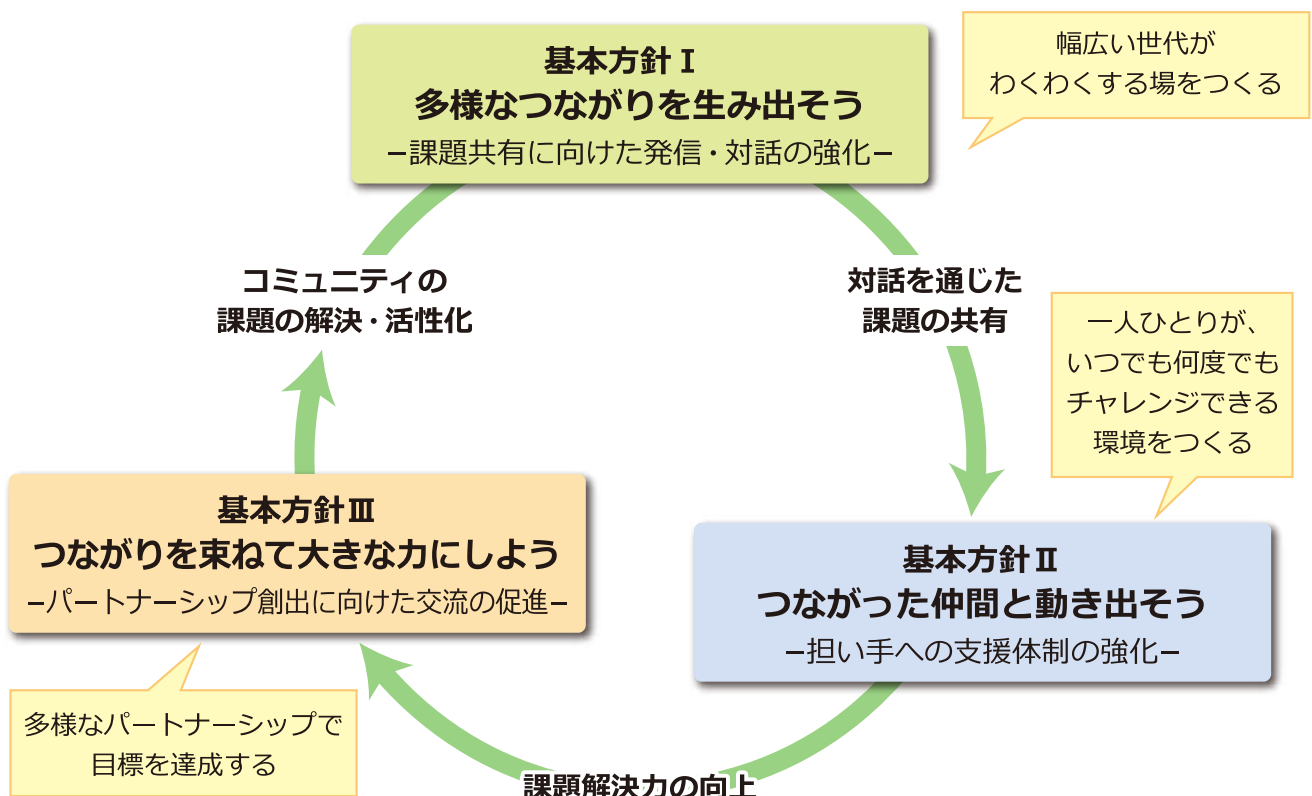
－担い手への支援体制の強化－

地域活動・市民活動などに取り組む多様な人、組織を支援するため、団体の結成や運営に関する取組へのサポートなど、継続的な活動ができる環境づくりを進めます。

基本方針Ⅲ つながりを束ねて大きな力にしよう

－パートナーシップ創出に向けた交流の促進－

コミュニティの課題解決や活性化のため、多様な人や組織がつながる場の提供など、パートナーシップ創出に向けた仕組みづくりを進めます。



3 施策の方向性

3つの基本方針に基づき、今後展開していく施策の方向性については以下のとおりとします。

基本方針Ⅰ 多様なつながりを生み出そう －課題共有に向けた発信・対話の強化－

1 市政への市民参加、パートナーシップについての情報の発信

災害時、コロナ禍などにおける地域での絆、パートナーシップの重要性を再認識するとともに、より多くの市民の声を市政へ反映させるため、市政情報をわかりやすく発信し、市民参加の促進に向けて多様な媒体・手法を活用した情報提供を行います。

また、団体情報やパートナーシップによる優れた地域活動・市民活動などの事例、パートナーシップに関する情報を一元化し、双方向型ポータルサイトにより情報共有を強化します。

2 参加しやすく、楽しい対話の場の創出

多様な人や団体が、対話を通じて様々なコミュニティの課題を共有し、参加しやすく、楽しい対話の場の創出に取り組みます。

また、時間や場所、言語、身体的な事情などに左右されることなく対話に参加できる仕組みづくりを行うとともに、必要に応じ、ファシリテーター*11の派遣や託児サービスの提供などの支援を行います。

3 パートナーシップを学ぶ機会の充実

パートナーシップの創出に向けて、次代を担う若者へパートナーシップの重要性の理解を進めるため、出前講座の実施や広報誌などの発行を行います。

また、市民活動・地域活動などで欠かせない対話をサポートするコーディネーターやファシリテーターなどの育成に努めるほか、パートナーシップの好事例などについて市職員等が学ぶ機会を設けます。

*11 ファシリテーター

お互いのコミュニケーションを円滑に促進し、一人ひとりの経験や知識、意欲を引き出しながら、話し合いをスムーズに行うことができるよう調整する役割を担う人

基本方針Ⅱ つながった仲間と動き出そう －担い手への支援体制の強化－

1 担い手の育成・支援

担い手を育成、支援するために、協働をすすめる市民会議が随時、実態やニーズについて調査を行います。

また、調査結果に基づき、金沢市市民活動サポートセンターを中心に、必要な研修の実施や担い手の活動分野や規模に応じた活動の活性化・安定化に資する情報提供に取り組みます。

2 担い手の組織基盤強化への支援

団体の組織基盤強化のため、運営や資金調達等の課題解決を支援するアドバイザー派遣制度の利便性向上や、制度の広報周知に取り組みます。

また、ウィズコロナ・アフターコロナでの活動を円滑に行うため、ICTを活用した情報伝達や会議システム構築などのサポート体制を整えます。

3 新たな担い手(事業者・学生等)の活動支援

事業者や学生など、新たな担い手の活動を支援し、活動の拡充を図るため、事業者による優れたパートナーシップ事例についての情報収集を行い、ポータルサイトや広報誌などで発信するほか、金沢学生のまち市民交流館を拠点に金沢市市民活動サポートセンターによる学生の地域活動・市民活動などへの参加をサポートします。

基本方針Ⅲ つながりを束ねて大きな力にしよう －パートナーシップ創出に向けた交流の促進－

1 パートナーシップ創出の場の提供

優れたパートナーシップを創出するため、パートナーシップの成果を検証し、普及するための仕組みづくりに取り組みます。

また、協働をすすめる市民会議が核となり、担い手同士のつながりを生み出すためのイベントを開催します。

加えて、オンラインにおいて、コミュニティの課題解決や活性化について異なる分野で活動する担い手同士が交流する機会を提供します。

2 多様な担い手が連携した活動への支援

協働のまちづくりチャレンジ事業において、担い手が連携した活動を支援するための拡充を図るほか、異なる分野の担い手によるパートナーシップでの活動に対し、情報提供をはじめとした活動支援に取り組みます。



計画の具体的施策

1 施策の体系

将来像	基本方針	施策の方向性
あらゆる市民がつながるパートナーシップによるまますすびづくり	I 多様なつながりを生み出そう - 課題共有に向けた発信・対話の強化 -	1 市政への市民参加、パートナーシップについての情報の発信
		2 参加しやすく、楽しい対話の場の創出
		3 パートナーシップを学ぶ機会の充実
	II つながった仲間と動き出そう - 担い手への支援体制の強化 -	1 担い手の育成・支援
		2 担い手の組織基盤強化への支援
		3 新たな担い手(事業者・学生等)の活動支援
	III つながりを束ねて大きな力にしよう - パートナーシップ創出に向けた交流の促進 -	1 パートナーシップ創出の場の提供
		2 多様な担い手が連携した活動への支援

主 な 施 策 の 展 開

①多様な媒体・手法によるわかりやすく参加しやすい情報の提供

②金沢市市民活動団体等ポータルサイトでの情報共有の強化

①コミュニティの課題解決や活性化のための対話の場の提供

②障害のある人や子育て中の人など、だれもが参加できる対話の場の提供

③多様な担い手が集う対話の場への技術的、財政的支援

①若者も含めた市民のパートナーシップに対する理解の促進

②地域活動・市民活動などをサポートするコーディネーターやファシリテーターなど、多様な担い手の育成

③市職員等のパートナーシップ研修の実施

①協働をすすめる市民会議による担い手の実態・ニーズ調査

②市民活動サポートセンターによる担い手のニーズに応じた研修実施・情報提供

①団体の組織基盤強化に向けたアドバイザー派遣制度の充実

②活動のICT化に対応するためのデジタル機器の導入・貸出や研修実施などサポート体制の強化

①事業者による優れたパートナーシップ事例の情報収集と発信

②学生の地域活動・市民活動などへの参加促進

①パートナーシップ創出に向けた仕組みの構築

②協働をすすめる市民会議によるつながりを生み出す交流の場(協働と交流のつどい等)の充実

③オンラインでの交流機会の提供

①協働のまちづくりチャレンジ事業の充実

2 施策ごとの取組

前述の基本方針及び施策の方向性に基づき、今後5年間で以下の事項に取り組みます。

基本方針Ⅰ 多様なつながりを生み出そう – 課題共有に向けた発信・対話の強化 –

方向性1 市政への市民参加、パートナーシップについての情報の発信			
①多様な媒体・手法によるわかりやすく参加しやすい情報の提供			
具体的施策	内 容	取組主体	
		市民	市
「金沢版パートナーシップをすすめるハンドブック」の発行	市政への市民参加や協働に関する手法・考え方などを広く市民に理解してもらうため、「金沢版パートナーシップをすすめるハンドブック」の発行に、協働をすすめる市民会議とともに取り組みます。	◎	◎
パブリックコメント等への参加促進のためのわかりやすい市政情報の提供	より多くの市民の声を市政へ反映させるため、市政情報を分かりやすく発信し、パブリックコメント等への市民参加の促進に向けて、電子回覧板やSNSなど、多様な媒体・手法を活用した情報提供を行います。	○	◎
②金沢市市民活動団体等ポータルサイトでの情報共有の強化			
双方向型化ポータルサイトによる事例、情報等の一元化	双方向型ポータルサイトにより、団体情報やパートナーシップによる優れた地域活動・市民活動などの事例、情報などを一元化します。	○	◎
情報共有の強化に向けた効果的なコンテンツの検討	多くの市民がまちづくり活動の情報を目にし、身近に感じてもらうため、団体の活動情報を収集・発信する効果的なコンテンツについて検討します。	◎	◎
方向性2 参加しやすく、楽しい対話の場の創出			
①コミュニティの課題解決や活性化のための対話の場の提供			
まちづくりサロンの開催	多様な人や団体が、対話を通じて様々なコミュニティの課題を共有できるよう、参加しやすく、楽しい対話の場を創出するまちづくりサロンの開催に取り組みます。	◎	○
②障害のある人や子育て中の人など、だれもが参加できる対話の場の提供			
まちづくりサロン開催時の参加サポートの実施	時間や場所、言語、身体的な事情などに左右されることなく、誰もが対話の場に参加できる仕組みづくりを行います。	◎	◎
③多様な担い手が集う対話の場への技術的、財政的支援			
託児サービスの提供、ファシリテーターの派遣	団体の運営・活動に欠かせない会議や話し合いが円滑に進むよう、託児サービスの提供やファシリテーターの派遣などを行います。		◎

注：表中の記号は、◎：先導的に取り組む主体、○：参加・協力する主体を示します。

方向性3 パートナーシップを学ぶ機会の充実			
①若者も含めた市民のパートナーシップに対する理解の促進			
具体的施策	内 容	取組主体	
		市民	市
中学、高校、大学への出前講座の実施	次代を担う若者のまちづくり活動への関心を高めるため、若者が中心となって活動している団体の実践者による講習や活動事例の紹介などの出前講座を中学や高校、大学において開催します。	○	◎
広報誌の発行	パートナーシップに対する市民の理解を促進するため、協働をすすめる市民会議と、市の取組や活動情報等に関する広報誌を発行します。	◎	◎
②地域活動・市民活動などをサポートするコーディネーターやファシリテーターなど、多様な担い手の育成			
かなざわコミュニティ・コーディネーターの育成・充実	引き続き、地域の課題解決に向けて、市民や団体間の調整役として機能する「かなざわコミュニティ・コーディネーター」の育成・充実を図ります。		◎
③市職員等のパートナーシップ研修の実施			
パートナーシップの理解促進に向けた研修会の開催	市職員等のパートナーシップへの理解を深めるため、パートナーシップを円滑に進めるための手順や、好事例などについて学ぶ機会を設けます。		◎
協働推進のためのマニュアル作成	官民のパートナーシップによる社会貢献に資する事業が円滑に進むよう、協働推進のためのマニュアルを作成し、市職員や事業者等に配布します。	◎	◎

基本方針Ⅱ つながった仲間と動き出そう – 担い手への支援体制の強化 –

方向性1 担い手の育成・支援			
①協働をすすめる市民会議による担い手の実態・ニーズ調査			
具体的施策	内 容	取組主体	
		市民	市
市民活動団体へのアンケート調査の実施	パートナーシップの担い手を育成・支援するため、市民活動団体の実態やニーズについて調査を実施します。	◎	◎
②市民活動サポートセンターによる担い手のニーズに応じた研修実施・情報提供			
コーディネーター事業の充実	団体が自立的・継続的に活動を展開していくため、団体運営に関する研修のほか、寄付や民間の助成制度を活用した財源確保に関する講座を開催するなど、コーディネーター事業の充実を図ります。		◎

方向性2 担い手の組織基盤強化への支援			
①団体の組織基盤強化に向けたアドバイザー派遣制度の充実			
具体的施策	内 容	取組主体	
		市民	市
アドバイザー派遣制度の利用促進	団体の運営や資金調達等に関する課題の解決に向けて、各分野の専門家(アドバイザー)を派遣する制度について、利便性を高めるとともに、周知広報を強化し、制度の利用促進を図ります。		◎
②活動のICT化に対応するためのデジタル機器の導入・貸出や研修実施などサポート体制の強化			
活動におけるICT化導入に関する研修の実施	学生や市民活動団体との協働により、ICTに関する講習・相談会を実施します。	◎	◎
町会活動のICT化に向けたICT推進員の派遣	町会等における電子回覧板等アプリの利用やホームページの開設等、ICTを活用した町会等の運営を支援するため、ICT化をサポートする推進員を派遣します。	○	◎
デジタル機器の導入・貸出	デジタル機器の導入・貸出を実施し、団体活動のICT化を支援します。		◎
方向性3 新たな担い手(事業者・学生等)の活動支援			
①事業者による優れたパートナーシップ事例の情報収集と発信			
地元事業者を中心とした事例収集とポータルサイト等での発信	事業者が社会貢献活動を展開できるよう、事業者の活動情報を収集し、ポータルサイトや広報誌などで発信します。	◎	◎
②学生の地域活動・市民活動などへの参加促進			
学生の地域活動等の参加促進に向けた事業の推進	学生の地域活動やまちづくり活動などへの参加促進に向けた事業を推進します。	○	◎
金沢まちづくり学生会議への支援	学生ならではのアイデアとエネルギーを生かして創造的なまちづくり活動に取り組む「金沢まちづくり学生会議」の活動を支援します。	○	◎
学生のまち地域推進団体*12への支援	地域活性化のため、学生、地域団体、高等教育機関等が連携した「学生のまち地域推進団体」の自主的な取組を支援します。	○	◎
学生等雪かきボランティアへの参加促進	雪かきボランティアを通じて学生たちが地域を知り、まちへの愛着を持ってもらうことを目的とした「学生等雪かきボランティア事業」を引き続き実施し、学生の地域活動への参加を促進します。	◎	◎

* 12 学生のまち地域推進団体

学生、市民、町会等地域団体、高等教育機関及び事業者が組織する、学生のまちを推進するための団体

基本方針Ⅲ つながりをおねて大きな力にしよう
－パートナーシップ創出に向けた交流の促進－

方向性1 パートナーシップ創出の場の提供			
①パートナーシップ創出に向けた仕組みの構築			
具体的施策	内 容	取組主体	
		市民	市
パートナーシップの成果検証	多様な担い手とのパートナーシップにより実施した活動の成果を検証し、より良いパートナーシップの創出に向けた仕組みづくりに取り組みます。	◎	◎
②協働をすすめる市民会議によるつながりを生み出す交流の場(協働と交流のつどい等)の充実			
協働と交流のつどい等の充実	まちづくりを実践している団体同士の交流を創出し、また、団体の活動を多くの市民に知ってもらうため、「協働と交流のつどい」等の充実に取り組みます。	◎	◎
③オンラインでの交流機会の提供			
担い手同士をつなげることを目的としたオンラインイベントの開催	コミュニティの課題解決や活性化について、異なる分野で活動する担い手同士の交流を創出するため、オンラインによる交流機会を提供します。		◎
方向性2 多様な担い手が連携した活動への支援			
①協働のまちづくりチャレンジ事業の充実			
協働のまちづくりチャレンジ事業の拡充	「協働のまちづくりチャレンジ事業」において、担い手同士が連携した活動を支援するための拡充を図ります。	○	◎



金沢市市民活動サポートセンター主催市民活動交流会

3 目標の設定

本計画を効果的に推進するため、3つの基本方針に合わせた目標を定めます。

目標1 市の情報公開・情報共有の取組への満足度向上

多様な媒体・手法による情報発信を行い、市の情報公開・情報共有に対する市民の満足度を高めます。

計画の“基本方針Ⅰ 多様なつながりを生み出そう – 課題共有に向けた発信・対話の強化 –”を推進するための取組(P31～32参照)を進め、市政・市民活動に対する関心を持つ市民を増やします。

年 度	2016年度 参考値	2020年度 現状値	2025年度 目標値
市の情報公開・情報共有の取組に満足している市民の割合	—	66.8%*	75%

出典：市民の地域活動・市民活動に関する意識調査(2020年)

問15「あなたは、現状の市の情報公開・情報共有の取組に満足していますか」に対する回答者(732人)中「とても満足している」又は、「ある程度満足している」と答えた人の割合(P17 図12参照)



目標2 協働をすすめる市民団体登録団体数の増加

市民活動団体の周知や市民活動団体同士のネットワークの形成、育成支援を図り、市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、登録団体を増やします。

計画の“基本方針Ⅱ つながった仲間と動き出そう –担い手への支援体制の強化–”を推進するための取組(P32～33参照)を進め、まちづくり活動を行う団体を増やします。

年 度	2016年度 参考値	2020年度 現状値	2025年度 目標値
協働をすすめる市民団体*登録団体数	35団体	43団体	50団体以上

* 市とのパートナーシップによる活動を希望する市民活動団体

目標3 多様な担い手とのパートナーシップにより取り組む事業数の増加

地域課題の解決に向け、多様な担い手と市が、パートナーシップで取り組む事業を増やします。

計画の“基本方針Ⅲ つながりを束ねて大きな力にしよう –パートナーシップ創出に向けた交流の促進–”を推進するための取組(P34参照)を進め、まちづくり活動を行う様々な担い手が連携し、より良い活動につながるよう、多様な担い手と市とのパートナーシップにより取り組む事業を増やします。

年 度	2016年度 参考値	2020年度 現状値	2025年度 目標値
多様な担い手とのパートナーシップにより取り組む事業数	68事業	88事業	100事業以上

VI 計画の推進体制

「あらゆる市民がつながるパートナーシップによるまちづくり」の実現に向けて、多様な価値観や文化を持つ人や組織が、対話を通じ地域課題の解決や地域活性化のために各自ができることを認識し、協力しあいながら実行できる仕組みづくりを「協働をすすめる市民会議」を中心に進め、「金沢市市民活動サポートセンター」を拠点として本計画を推進していきます。

計画の進行管理

(1) 計画の進捗状況の把握

計画を着実に実行していくため、事業の進捗状況や庁内におけるパートナーシップの状況を随時確認します。

(2) 評価

事業の進捗状況等は、「協働をすすめる市民会議」において報告し、パートナーシップによるまちづくりを推進していくための協議・検討を行います。

また、計画最終年に、市民や市民活動団体などに対するアンケート調査を実施し、事業の評価を行います。





資 料

1 協働をすすめる市民会議委員等及び検討経過

1 第8期協働をすすめる市民会議委員等

◎は座長、○は計画策定作業部会長、□は計画策定作業部会委員
(50音順、敬称略)

	氏名	団体名	区分
	江野本真由	金沢まちづくり学生会議	学生団体
	刈本 博保	公募委員	公募
※	高 穂菜	金沢青年会議所	企業
	酒井 敏次	公募委員	公募
	佐々木修吾	公募委員	公募
	高野 健三	金沢市町会連合会	地域団体
	竹口 雄治	公募委員	公募
◎	俵 希實	北陸学院大学人間総合学部社会学教授	学識経験者
	永栄 康子	公募委員	公募
	中田 明秀	金沢市PTA協議会	地域団体
	西川 治美	金沢ボランティア大学校同窓会	市民活動団体
	布施 安子	NPO法人子育て支援さくらっこ	市民活動団体
○	眞鍋 知子	金沢大学地域創造学類教授	学識経験者
	宮下 吉広	金沢市社会福祉協議会	地域団体
	室谷 忠宏	金沢国際交流財団(和・話・輪の会)	市民活動団体
	本嶋千加良	金沢市公民館連合会	地域団体
	安嶋 弘子	金沢市校下婦人会連絡協議会	地域団体
	山田 正雄	金沢市商店街連盟	地域団体
	吉田 憲子	金沢市青少年団体連絡協議会	地域団体
	新保 拓海	金沢市市民活動サポートセンター	アドバイザー
	村本和賀南	金沢市市民活動サポートセンター	アドバイザー

※前任者：林 泰三 金沢青年会議所(令和2年4月1日～12月31日)

2 検討経過

日 程	主な内容等
5 月	○第1回協働をすすめる市民会議(書面開催) ・計画策定作業部会の設置について
6 月	○6 / 26 第1回協働推進計画策定作業部会 ・市民意識調査の調査項目について ・金沢市新協働推進計画2016の進捗状況について
8 月	○市民の地域活動・市民活動に関する意識調査(8～9月)
9 月	○市民ワークショップ(9月～10月)
10 月	○10 / 29 第2回協働推進計画策定作業部会 ・市民意識調査の集計結果及び市民ワークショップの報告について ・金沢市協働推進計画2021 骨子素案について
11 月	○11 / 13 第3回協働推進計画策定作業部会 ・金沢市協働推進計画2021 骨子案について ○11 / 24 第2回協働をすすめる市民会議 ・市民意識調査の集計結果及び市民ワークショップの報告について ・金沢市協働推進計画2021 骨子案について
12 月	○パブリックコメント(12 / 15～1 / 15)
1 月	○1 / 26 第4回協働推進計画策定作業部会 ・金沢市協働推進計画2021案について
2 月	○2 / 4 第3回協働をすすめる市民会議 ・金沢市協働推進計画2021案について ○2 / 25 市長に金沢市協働推進計画2021案を報告



協働をすすめる市民会議の様子

2 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例

平成17年3月25日

条例第4号

金沢は、これまで自然環境や歴史、風土の中で培われてきた公私協働の土壌を守り育て、これを活かしながら、市民の自主性とまちの独自性を発揮し、発展してきた。

これらの金沢が誇るべき貴重な財産を礎に、市民主体のまちとして将来にわたりさらに発展するためには、市民との情報の共有により行政の透明性を高めるとともに、市民と市とが互いに協力し、補完し合う協働の心を育て、市民一人ひとりが自覚と責任を持って、まちづくりに当たることが必要である。

ここに、本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度のもと、市民と市の役割を明らかにするとともに、多様な市民参加の機会を確保することにより、市民と市との協働による市政の推進を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における市民参加を推進するための基本となる事項を定めることにより、協働による市政を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「市民参加」とは、市民が自己の意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。

2 この条例において「協働」とは、市民及び市がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。

3 この条例において「町会その他の地域団体」とは、地域活動を行うことを主たる目的とする団体で、当該地域の住民により組織されるものをいう。

4 この条例において「地域活動」とは、住民相互の交流、安心して暮らせる生活環境の確保等良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。

5 この条例において「地域コミュニティ」とは、住民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりを基礎とする地域社会をいう。

6 この条例において「市民活動団体」とは、ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。

(基本原則)

第3条 市民参加は、協働による市政の実現を目指して推進されなければならない。

2 市民参加は、市民にとって、その機会が平等に与えられることにより推進されなければならない。

3 市民参加は、市民及び市が情報を交換し、及び共有することにより推進されなければならない。

4 市民参加は、市民及び市が相互の役割を理解し、互いに尊重して推進されなければならない。

5 市民参加は、市民の多様な価値観に公平かつ的確に対応して推進されなければならない。

6 市民参加は、市民の福祉の増進及び市政の効率性の確保が図られることを基本として推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの果たすべき役割を自覚し、多様な機会を通じて積極的かつ主体的に市民参加をするよう努めなければならない。

2 市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の公共の利益を考慮することを基本として、市民参加をするよう努めなければならない。

3 市民は、自らの発言及び行動に責任を持って市民参加をするよう努めなければならない。

4 町会その他の地域団体、市民活動団体その他多様な主体は、市民参加をするに当たっては、それぞれの特性、立場等を理解した上で、相互に尊重し、連携及び協力を図ることにより、協働による市政の推進に資するよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、市民参加の機会の提供その他の市民参加を推進するための必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、施策の企画立案、実施及び評価の過程において情報の積極的な提供及び公開を推進し、説明責任を果たすことにより、市民と情報を共有するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加を推進することにより、市民の意向を把握し、施策に反映させるよう努めなければならない。
- 4 市は、町会その他の地域団体、市民活動団体その他多様な主体との連携を図り、協働による市政を推進するよう努めなければならない。

(市民参加の手続)

第6条 この条例における市民参加の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続(施策の企画立案に当たり、当該施策の趣旨、目的、内容等を公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮し、意思決定を行う手続をいう。以下同じ。)
- (2) 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体(以下「審議会等」という。)による調査及び審議
- (3) 意見交換会、公聴会、説明会及びアンケートの実施
- (4) 共同研究(市が、専門家の助言を受けながら参加者が共同で施策に関する研究を行う場を設けることをいう。)
- (5) 市民との協定による施策の実施
- (6) 町会その他の地域団体、市民活動団体その他多様な主体による施策の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める手続

(市民参加の手続における基本的な考え方)

第7条 市長その他の執行機関(以下「市の機関」という。)は、施策の企画立案、実施又は評価の過程において、前条各号に掲げる市民参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められる手続を行うよう努めなければならない。

第8条 市の機関は、施策の企画立案、実施又は評価の過程における適切な時期に市民参加の手続を行うよう努めなければならない。

第9条 市の機関は、施策に応じ、できる限り広く市民参加が行われるよう努めなければならない。

第10条 市の機関は、施策に係る情報を積極的に提供するよう努めるとともに、市民参加の手続を経て提出された市民の意見等を施策に反映させるよう努めなければならない。

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参加の手続を行わないことができる。

- (1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (2) 迅速性又は緊急性を要するもの
- (3) 市税等の賦課徴収及び使用料等の徴収に関するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(パブリックコメント手続)

第12条 市の機関は、次に掲げる施策の企画立案(前条各号に掲げるものを除く。)をしようとするときは、パブリックコメント手続を行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 2 市の機関は、パブリックコメント手続の対象となる施策の企画立案をしようとするときは、当該企画立案に係る意思決定を行う前に、当該施策の案及びこれに関連する資料を公表するものとする。この場合において、当該施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならない。
- 3 パブリックコメント手続による意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)は、前項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 4 市の機関は、パブリックコメント手続の対象となる施策の企画立案をしようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該施策の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

5 市の機関は、パブリックコメント手続により提出された意見の概要及び当該意見に対する考え方を公表するものとする。

6 第2項及び前項の規定による公表は、当該施策に係る市の機関が指定する場所での閲覧又はインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

7 第7条から前条まで及び前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続による市民参加の手続については、市長が別に定める。

(審議会等)

第13条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、法令等に公開しない旨の定めがあるとき、又は会議の内容が金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号)第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれその他正当な理由があると当該審議会等が認めるときは、この限りでない。

2 市の機関は、審議会等の構成員を任命し、又は委嘱しようとする場合は、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、構成員の全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。ただし、法令等に構成員に関する定めがあるとき、高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であるとき、その他正当な理由があると当該市の機関が認めるときは、この限りでない。

3 第7条から第11条まで及び前2項に定めるもののほか、審議会等の調査及び審議による市民参加の手続については、市の機関が別に定める。

(意見交換会等の市民参加の手続)

第14条 第7条から第11条までに定めるもののほか、第6条第3号から第7号までに掲げる市民参加の手続については、市の機関が別に定める。

(協働による市政の推進)

第15条 市民及び市は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼の下に、協働による市政を推進するものとする。

2 市民は、自主性及び自立性をもって協働による市政を推進するとともに、そのための取組が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

3 市は、協働による市政の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を尊重するものとする。

(推進計画)

第16条 市長は、市民参加及び協働による市政を総合的に推進するための計画(以下この章において「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(推進施策)

第17条 市長は、推進計画に基づき、市民参加及び協働による市政を推進するための次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 市民参加及び協働に関する意識の把握及び向上に関する事項

(2) 町会その他の地域団体、市民活動団体その他多様な主体が有している経験、知識、情報等の活用に関する事項

(3) 市民参加及び協働の推進に関する助言又は指導をすることができる人材の育成及び活用に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加及び協働による市政を推進するために必要な事項

(協働をすすめる市民会議)

第18条 市民及び市は、それぞれの役割に基づいて、自主的かつ自発的な市民参加及び協働による市政を推進するため、協働をすすめる市民会議(次項において「市民会議」という。)を組織するものとする。

2 市民会議は、推進計画に関する事項及びこの条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

(他の制度との調整)

第19条 法令又は条例に市民参加の手続が定められている場合は、この限りにおいて、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第25号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第15号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3 金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例施行規則

平成19年3月23日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例(平成17年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民参加の手続を行わないことができるもの)

第2条 条例第11条第4号に規定する市長が別に定めるもの(第3号及び第4号に掲げるものにあつては、パブリックコメント手続(条例第6条第1号に規定するパブリックコメント手続をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)は、次に掲げるものとする。

(1) 軽微なもの

(2) 市の機関(条例第7条に規定する市の機関をいう。以下同じ。)による裁量の余地のないもの

(3) 審議会等(条例第6条第2号に規定する審議会等をいう。)がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき施策の企画立案を行うもののうち、当該企画立案を行おうとする施策の案が当該準じた手続において公表したものと大きな変更がないもの

(4) パブリックコメント手続以外の適切かつ効果的と認められる方法により広く市民の意見を求め、提出された意見を考慮して施策の企画立案を行うもの

(意見の提出の方法等)

第3条 条例第12条第1項の規定によるパブリックコメント手続における意見の提出の方法は、次のとおりとする。

(1) 市の機関が指定する場所への書面の持参、送付又はファクシミリを用いた送信

(2) 市の機関が指定する送信先への電子メールの送信

2 条例第12条第1項の規定によるパブリックコメント手続により意見を提出しようとする者は、原則として住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を明らかにしなければならない。

(施策の案に関連する資料)

第4条 条例第12条第2項に規定するパブリックコメント手続の対象となる施策の案に関連する資料は、次のとおりとする。

(1) 施策の案を作成した趣旨、目的又は背景

(2) 施策の案を作成する際に整理した考え方及び論点

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策の案の内容を理解する上で参考となる資料

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。



金沢市協働推進計画 2021

令和3(2021)年3月 策定

金沢市市民局市民協働推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
電話：076-220-2026 FAX：076-260-1178
Mail：kyoudou@city.kanazawa.lg.jp